



2026 年 7 月 30 日

各 位

会 社 名 日本ライフライン株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 CEO 鈴木啓介
(コード番号:7575 東証プライム市場)
問合せ先 取締役常務執行役員 CFO 江川毅芳
(TEL. 03-6711-5200)

業績連動型株式報酬制度としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2017 年 6 月 28 日開催の第 37 回定時株主総会にて導入を決定した取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、単に「取締役」という）に対する業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という）に用いる役員報酬 B I P（Board Incentive Plan）信託（以下「本信託」という）に対する自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という）について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026 年 8 月 20 日
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 163,600 株
(3) 処分価額	1 株につき 1,450 円
(4) 処分総額	237,220,000 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬 B I P 信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的および理由

当社は、当社の取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株主の皆さまと企業価値を共有するとともに、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、2018 年 3 月期から本制度を導入し、2022 年 3 月期および 2024 年 3 月期に一部改定しております。

本自己株式処分は、本信託の期間延長に伴い、当社が三菱 U F J 信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬 B I P 信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託口）に対し、自己株式の処分を行うものです。

処分株式数については、本制度に係る株式交付規程に基づき、信託期間中に取締役に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し 0.23%（小数点第 3 位を四捨五入、2026 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 701,961 個に対する割合 0.23%）となります。本自己株式処分により割当てられた当社株式は、本制度に係る株式交付規程に従い、取締役に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額については、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2026年7月29日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という）における当社株式の終値である1,450円としております。当該価額を採用することにしたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、上記処分価額については、監査等委員である取締役（3名、うち2名は社外取締役）全員が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、とくに有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続き

本自己株式処分による株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

<ご参考> 本信託の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (2) 信託の目的 | 受益者要件を充足する当社の取締役に対し、一定の当社株式の交付および金銭の給付をすることで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めること |
| (3) 委託者 | 日本ライフライン株式会社(当社) |
| (4) 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| (5) 受益者 | 取締役のうち受益者要件を充足する者 |
| (6) 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者 |
| (7) 信託契約延長日 | 2026年8月17日（予定） |
| (8) 信託期間 | 2017年8月14日～2029年8月31日（予定） |
| (9) 議決権行使 | 行使しないものとします |
| (10) 追加信託金額 | 約229百万円（信託報酬および信託費用を含む） |
- （注）2023年6月28日開催の株主総会で承認を受けた信託金の上限（3事業年度ごとに3億円）および取得株式数の上限（1事業年度あたり132,200株）の範囲内とします。

以上